

平成 30 年 9 月 6 日

岐阜県中小企業団体中央会会長 殿

岐阜労働局長



労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

労働災害防止につきましては、日頃から格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、岐阜県内における労働災害は、7月、8月に2件の熱中症を含む3件の死亡災害が発生しており、また、休業4日以上死傷災害につきましても7月末現在で、前年同時期と比べて83人（8.5%）の大幅な増加となっています。

業種別では、製造業が353人で20人（6.0%）増、建設業が119人で5人（4.4%）増、林業が36人で8人（28.6%）増、商業等が407人で44人（12.1%）増となっており、運送業（120人）においても同数にとどまっています。

今後この傾向が継続すると、昨年休業4日以上死傷災害（2,012人）を100人以上も上回る事となり、本年度からスタートした第13次労働災害防止計画の目標達成は困難な状況にあり、死亡災害等の重篤な災害の増加も懸念される所です（別紙「平成30年労働災害発生状況（7月末日）」参照）。

災害の内容をみると、製造業では機械設備等による「はさまれ・巻き込まれ災害」が、建設業では高所からの「墜落・転落災害」が最も多くなっているほか、すべての業種において、作業床や通路等での「転倒災害」が多く発生しています。

また、人手不足が顕著となっている業種における経験の浅い労働者の災害や少子高齢化が進む中での高年齢労働者の災害の増加が懸念され、残暑の厳しさからの熱中症予防も引き続き重要となっています。

つきましては、労働災害の増加に歯止めをかけ、減少に転じさせるため、下記事項の徹底に特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 共通事項

- (1) 経営トップによる職場の安全パトロール等の実施
- (2) 安全管理体制の確立と自主的安全衛生活動の促進

- (3) 労働者の安全意識向上のための安全教育の徹底
- (4) 雇入れ時教育の徹底及び内容の充実
- (5) 高年齢労働者に配慮した職場改善の取組
- (6) 転倒災害防止対策の推進
- (7) 熱中症予防対策の徹底
- (8) 交通労働災害防止対策の徹底

2 製造業

- (1) 安全な機械の採用及び使用の徹底
- (2) 雇入れ時、作業内容変更時等の安全教育の徹底
- (3) 安全作業手順の整備と見直し

3 建設業

- (1) 三大災害（墜落・転落、土砂崩壊災害、重機災害）防止対策の徹底
- (2) 工事現場の安全管理体制、安全点検体制の確立、整備

4 運送業

- (1) 荷役作業における労働災害防止対策の徹底
- (2) 適正な労働時間等の管理及び運行管理の徹底

5 林業

- (1) 伐木及び造材作業における労働災害防止対策の徹底
- (2) 木材伐出作業における労働災害防止対策の徹底

6 商業等（第三次産業）

- (1) 転倒災害防止のための職場内の危険箇所の特定、改善の実施
- (2) 重量物取扱い作業、介護作業時の腰痛予防対策の徹底
- (3) 職場の4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進